

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- | | | |
|--------------------------------------|---|------------|
| ○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請 | 一 | (循環型社会推進課) |
| ○保安林の指定の解除の予定(二件) | 一 | (森林整備課) |
| ○道路の区域変更(二件) | 二 | (道路課) |
| ○道路の供用開始(二件) | 三 | (同) |
| 選挙管理委員会 | | |
| ○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十九年分) | 三 | |
| ○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成三十年分) | 四 | |
| ○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成三十一年分(令和元年分)(二件) | 五 | |
| ○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(令和二年分) | 五 | |
| 正 誤 | | |
| ○宮城県公報第一五九号(令和二年十一月二十七日付け)別冊三中 | 六 | |

告 示

○宮城県告示第五百八号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を

提出することができる。

令和三年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
1 名称 株式会社ナガブチ
- 所在地 宮城県柴田郡柴田町船岡東四丁目十三番一号
- 代表者の氏名 長瀬 龍一
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県岩沼市早股字前川一番四十二、一番四十三、岩沼市押分字須加原百十四番三十一
- 産業廃棄物処理施設の種類の種類
廃プラスチック類の破砕施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三十号)第七条第七号)
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類
- 申請年月日
令和三年六月三日
- 縦覧場所等
1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所(塩釜保健所岩沼支所)
2 縦覧期間 令和三年六月二十二日から令和三年七月二十一日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)
3 意見書の提出期限等
1 提出期限 令和三年八月九日
2 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所(塩釜保健所岩沼支所)
3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)
- 宮城県告示第五百九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
令和三年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

石巻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

女川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに石巻市役所及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年六月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三九八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		備考
前	後	後	前	
敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	上記A、B、C、D、E、F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
五・五〇	三、三九四・〇	五・五〇	三、三九四・〇	
七四・〇	三、三九四・〇	七四・〇	三、三九四・〇	
一〇・五〇	三、〇四二・〇	一〇・五〇	三、〇四二・〇	
七〇・〇	三、〇四二・〇	七〇・〇	三、〇四二・〇	
一八・三〇	三、九五四・二	一八・三〇	三、九五四・二	
七〇・〇	三、九五四・二	七〇・〇	三、九五四・二	
一〇・五〇	六五四・〇	一〇・五〇	六五四・〇	
五二・九〇	六五四・〇	五二・九〇	六五四・〇	
八・〇〇	一四九・五	八・〇〇	一四九・五	
三四・三〇	一四九・五	三四・三〇	一四九・五	
五・五〇	一七八・七	五・五〇	一七八・七	
七四・〇	一七八・七	七四・〇	一七八・七	
一〇・五〇	一七八・七	一〇・五〇	一七八・七	
七〇・〇	一七八・七	七〇・〇	一七八・七	
一八・三〇	一七八・七	一八・三〇	一七八・七	
七〇・〇	一七八・七	七〇・〇	一七八・七	
一〇・五〇	一七八・七	一〇・五〇	一七八・七	
五二・九〇	一七八・七	五二・九〇	一七八・七	
八・〇〇	一七八・七	八・〇〇	一七八・七	
三四・三〇	一七八・七	三四・三〇	一七八・七	
五・五〇	一七八・七	五・五〇	一七八・七	

石巻市雄勝町水浜字小浜七六番二二地
先から
同市雄勝町雄勝字味噌作一〇番一地从
まで

○宮城県告示第五百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年六月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十二日

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻鮎川線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

G
三・九 一三・四
一九四・一

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
石巻市萩浜字小浜山三番地先から 同市小積浜字横スカ二五番二地先まで		前		後		後		上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A	B	A	B	A	B	
		一一・〇	四九・〇	一一・〇	四九・〇	一一・〇	四九・〇	
		一八・〇	二四四・九	一八・〇	二四四・九	一八・〇	二四四・九	
		二二・五	二六八・四	二二・五	二六八・四	二二・五	二六八・四	

○宮城県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年六月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
-------	-----	---------	---------

一般国道	三九八号	石巻市雄勝町雄勝字船戸神明一〇番二八地先から同市雄勝町雄勝字寺七二番四地先まで	令和三年 七月一日 正午
------	------	---	--------------------

○宮城県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年六月二十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年六月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	石巻鮎川線	石巻市萩浜字小浜山三番五地先から同市小積浜字谷川道二二番一地先まで	令和三年 六月二十五日

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十九年分収支報告書について、平成三十年宮選管告示第二百二十九号の一部を次のとおり改める。

令和三年六月二十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

目次中「41 菊地昭一後援会」の次の行に「41の2 菊地たかよし後援会」を加え、「96 菊地たかよし後援会」を削る。

菊地昭一後援会の平成二十九年分収支報告書の要旨の次に次の要旨を加える。

「菊地たかよし後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 菊地 崇良

資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員

報告年月日 30.09.12

1 収入総額

1,225,285

<p>前年繰越額 104,285</p> <p>本年収入額 1,121,000</p> <p>2 支出総額 1,162,825</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附 1,121,000</p> <p>個人分 805,000</p> <p>政治団体分 316,000</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 460,895</p> <p>人件費 206,980</p> <p>光熱水費 43,287</p> <p>備品・消耗品費 194,422</p> <p>事務所費 16,206</p> <p>政治活動費 701,930</p> <p>組織活動費 600,497</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 1,432</p> <p>宣伝事業費 1,432</p> <p>調査研究費 100,001</p> <p>5 寄附の内訳 〔個人分〕 750,000 仙台市若林区 菊地崇良 年間五万円以下のもの 55,000</p> <p>〔政治団体分〕 自由民主党仙台市支部連合会 316,000 仙台市青葉区」</p> <p>○宮城県告示第九十二号 菊地たかよし後援会の平成二十九年分収支報告書の要旨を削る。 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出 があった平成三十年分収支報告書について、令和二年宮城県告示第九十九号の一部を次のとおり改める。 令和三年六月二十二日</p> <p>宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章 太 郎</p>	<p>田中「1 あびこ雅浩後援会」の次に上り「1の2 菊地たかよし後援会」を挿入「28 菊地 たかよし後援会」を挿入。 46の1 選挙区議員の平成三十一年及び令和二年の選挙の次に次の議員を挿入。 「菊地たかよし後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 菊地 崇良 資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員 報告年月日 02.03.30</p> <p>1 収入総額 2,437,460</p> <p>前年繰越額 92,460</p> <p>本年収入額 2,345,000</p> <p>2 支出総額 2,370,938</p> <p>3 本年収入の内訳 寄附 1,630,000</p> <p>個人分 1,212,000</p> <p>政治団体分 418,000</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業による収入 715,000</p> <p>菊地崇良市政報告会 715,000</p> <p>4 支出の内訳 経常経費 733,033</p> <p>人件費 268,679</p> <p>光熱水費 48,672</p> <p>備品・消耗品費 247,078</p> <p>事務所費 168,604</p> <p>政治活動費 1,637,905</p> <p>組織活動費 814,337</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 702,232</p> <p>宣伝事業費 20,232</p> <p>政治資金パーティー開催事業費 682,000</p> <p>調査研究費 121,336</p> <p>5 寄附の内訳 〔個人分〕</p>
---	---

<p>菊地崇良 年間五万円以下のもの 12,000 〔政治団体分〕 自由民主党仙台市支部連合会 418,000 [仙台市青葉区] 菊地たかよし後援会の平成三十年分収支報告書の要旨を削る。 ○宮選管告示第九十三号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成三十一年分（令和元年分）収支報告書について、令和二年宮選管告示第一百十号の一部を次のとおり改める。 令和三年六月二十二日</p>	<p>「前年繰越額 0 を加える。 本年収入額 50,000」 2 支出総額中 「2 支出総額 0」を「2 支出総額 6,065」に改め、次の行に 「3 本年収入の内訳 個人の党費・公費 (5人) 50,000」 4 支出の内訳 政治活動費 6,065 組織活動費 6,065 」 ○宮選管告示第九十四号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により政治団体から提出があった平成三十一年分（令和元年分）収支報告書について、令和二年宮選管告示第十六号の一部を次のとおり改める。 令和三年六月二十二日</p>
<p>宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章太郎 自由民主党岩沼市支部の平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の要旨の 1 収入総額中 「1 収入総額 481,231」を「1 収入総額 631,231」に、 「本年収入額 247,201」を「本年収入額 397,201」に改める。 3 本年収入の内訳中 「総会費 110,000」の次の行に 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入 150,000 を加える。 自由民主党宮城県支部連合会 150,000」 木村満後援会の平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の要旨の 2 支出総額中 「2 支出総額 145,064」を「2 支出総額 144,740」に改める。 4 支出の内訳中 「政治活動費 145,064」を「政治活動費 144,740」に改め、 「機関紙誌の発行その他の事業費 145,064」を「機関紙誌の発行その他の事業費 144,740」に改め、 「機関紙誌の発行事業費 145,064」を「機関紙誌の発行事業費 144,740」に改める。 政治結社尊皇至誠會の平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の要旨の 1 収入総額中 「1 収入総額 0」を「1 収入総額 50,000」に改め、次の行に</p>	<p>宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章太郎 公明党仙南総支部の平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の要旨の 2 支出総額中 「2 支出総額 7,843,809」を「2 支出総額 8,143,809」に改める。 4 支出の内訳中 「政治活動費 7,755,039」を「政治活動費 8,055,039」に、 「選挙関係費 6,191,570」を「選挙関係費 6,491,570」に改める。 ○宮選管告示第九十五号 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により政治団体から提出があった令和二年分収支報告書について、令和二年宮選管告示第十七号の一部を次のとおり改める。 令和三年六月二十二日</p>
<p>宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章太郎 公明党仙南総支部の令和二年分収支報告書の要旨の 1 収入総額中 「1 収入総額 6,117,129」を「1 収入総額 5,817,129」に、</p>	<p>宮城県選挙管理委員会 委員長 皆 川 章太郎 公明党仙南総支部の令和二年分収支報告書の要旨の 1 収入総額中 「1 収入総額 6,117,129」を「1 収入総額 5,817,129」に、</p>

「前年繰越額	1,010,378」	と	「前年繰越額	710,378」	との差額。
2 支出総額中					
「2 支出総額	6,117,129」	と	「2 支出総額	5,817,129」	との差額。
4 支出の内訳中					
「政治活動費	5,783,347」	と	「政治活動費	5,483,347」	との差額。
「組織活動費	532,441」	と	「組織活動費	198,586」	との差額。
「選挙関係費	3,085,911」	と	「選挙関係費	3,120,766」	との差額。

正 誤

○宮城県公報第一五九号(令和二年十一月二十七日付け)別冊三中

ページ	段	行	正	誤
三	左	上から 一五	2 支出総額 28,376,311	2 支出総額 28,314,711
		上から 二七	経常経費 12,963,498	経常経費 12,901,898
		上から 三〇	備品・消耗品費 2,987,902	備品・消耗品費 2,926,302